

パワーオンネット (Power on the new business net) 会則

(名称)

第1条 本会は、パワーオンネット (Power on the new business net) と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携・交流・受発注及び共同研究等により、会員の経営の安定化、新規事業の開発等を図ることにより、地方経済の活性化やイノベーションの創出に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の会員は、参加を希望する教育機関、金融機関、経済団体、行政機関等、及び前条の目的に賛同する企業・団体・機関の代表又は個人により構成する。

なお、専門的な知識・技術の問題解決のため会員以外に、オブザーバーを設けて意見を聞くことができる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員間の交流・連携の促進。
- (2) 会員間の受発注の促進。
- (3) 会員と産学官の連携の促進。
- (4) 会員のICTの利活用の促進。
- (5) 事業支援となる国・府・市等の情報提供。
- (6) 「メイド イン 北近畿 (福知山)」の研究・開発の促進。
- (7) 前各号のほか、本会の目的達成に必要となる事業。

(役員等)

第5条 本会を円滑に運営するため、次の役員等を置く。任期は原則2年として再任は妨げない。また必要に応じて随時補充するものとする。その場合においても欠員により選任された役員等と同様に、残任期間とする。

- (1) 幹事 1名
- (2) 副幹事 3名以内
- (3) 部会長 (部会設置時)

2 幹事及び副幹事は、役員相互により定める。

- 3 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故がある時は、その職務を代理する。
- 4 事務局は、福知山市中小企業サポートセンターに置き、第1項の役員と事務局で幹事会を構成する。幹事会は、事業の企画・計画を策定し、本会を運営する。

(部会)

第6条 前条のもとに業種別・課題別に対応した部会を置くことができる。部会の事務局等は、自主的運営を尊重するため呼びかけ企業が行い、部会長を選出する。

(入会及び退会)

第7条 会員の入会及び退会は、それぞれの届により幹事会が承認する。

なお、本会の円滑運営に支障をきたすと幹事会が判断した会員は、退会とすることができる。

(入会金及び会費)

第8条 本会への入会金及び会費は無料とする。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会で協議し、定めることができる。

付則

この会則は、平成27年2月13日から施行する。